

污水处理施設の最適化について

下水道法改正について

背景・必要性

- 令和7年1月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生。施設の老朽化、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況。
- 下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理が必要。
- ⇒ 強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずる必要。



埼玉県八潮市の事故現場（令和7年1月31日）

法律の概要

1. 安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

① 確実な老朽化状況の把握【下水道法】

- 老朽化に伴う管路の安全性（状態と対策の要否）を評価する診断の基準を法制化
- 下水道管理者は診断結果等の維持管理の状況を公表 ※併せて、政令等で定める点検の頻度・方法の基準を見直し

② 下水道の戦略的な再構築【下水道法】

- 下水道の構造について、点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性（複線化等）を考慮すべきことを原則化
- 下水道管理者は施設の計画的な改築を実施、収支見通しを公表

③ 道路管理者との連携強化【下水道法】【道路法】

- 下水道の点検に関して道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に位置づけ

▼路面下空洞調査の実施例



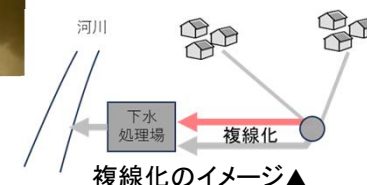
（空洞探査車による調査）



（貫入試験による調査）



◀ドローンを活用した点検・診断のイメージ



2. 道路地下空間の安全性確保

① 道路占用者と道路管理者の連携強化【道路法】

- 道路占用者と道路管理者との間で「占用物件等維持修繕協定」を締結し、道路や占用物件の点検や修繕等を連携して行うことができる制度を創設 ※道路占用者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（下水道管理者等）

② 占用許可制度の見直し【道路法】

- 占用許可申請書の記載事項に占用物件の維持管理に関する事項を追加
- 道路の地下に埋設する占用物件の工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

3. 下水道マネジメントを支える基盤の強化

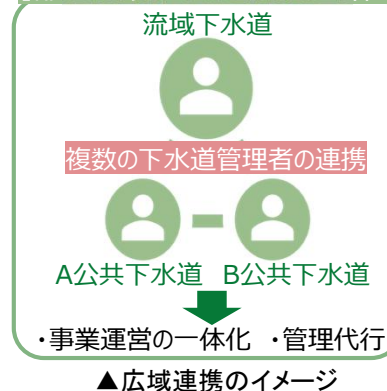
① 下水道の基盤強化・広域連携の推進【下水道法】

- 法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- 複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設
- （本来は市町村が管理する）公共下水道を都道府県（都道府県加入の一部事務組合等を含む）が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化
- 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化

② 下水道区域の見直し【下水道法】

- 人口減少を踏まえた下水道区域の見直し（集合処理から個別処理への転換）に必要な規定の整備

【都道府県】広域連携推進計画



【施行期日】 公布の日から6月以内施行

下水道区域の見直しの手続の明確化

改正の背景・必要性

○ 今後、下水道の既整備区域では人口密度の低下に伴い、下水道から浄化槽に転換するニーズが増加することが見込まれる。

⇒ 将来の人口減少等を踏まえた下水道区域の廃止・縮小を行う場合の手続を明確化することが必要

〈自治体における転換のニーズの例〉

石川県珠洲市

- 能登半島地震により被害が甚大だった下水道区域の復旧にあたり、浄化槽区域への転換を計画中

静岡県南伊豆町

- 漁業集落排水から浄化槽への転換を実施済み
- 整備済みの下水道区域における浄化槽への転換に向けて検討を開始

■ 石川県珠洲市における転換の例（若山処理区と宝立処理区）



■ 仮設浄化槽の設置による応急復旧
(今後、公共浄化槽での本格復旧を予定)



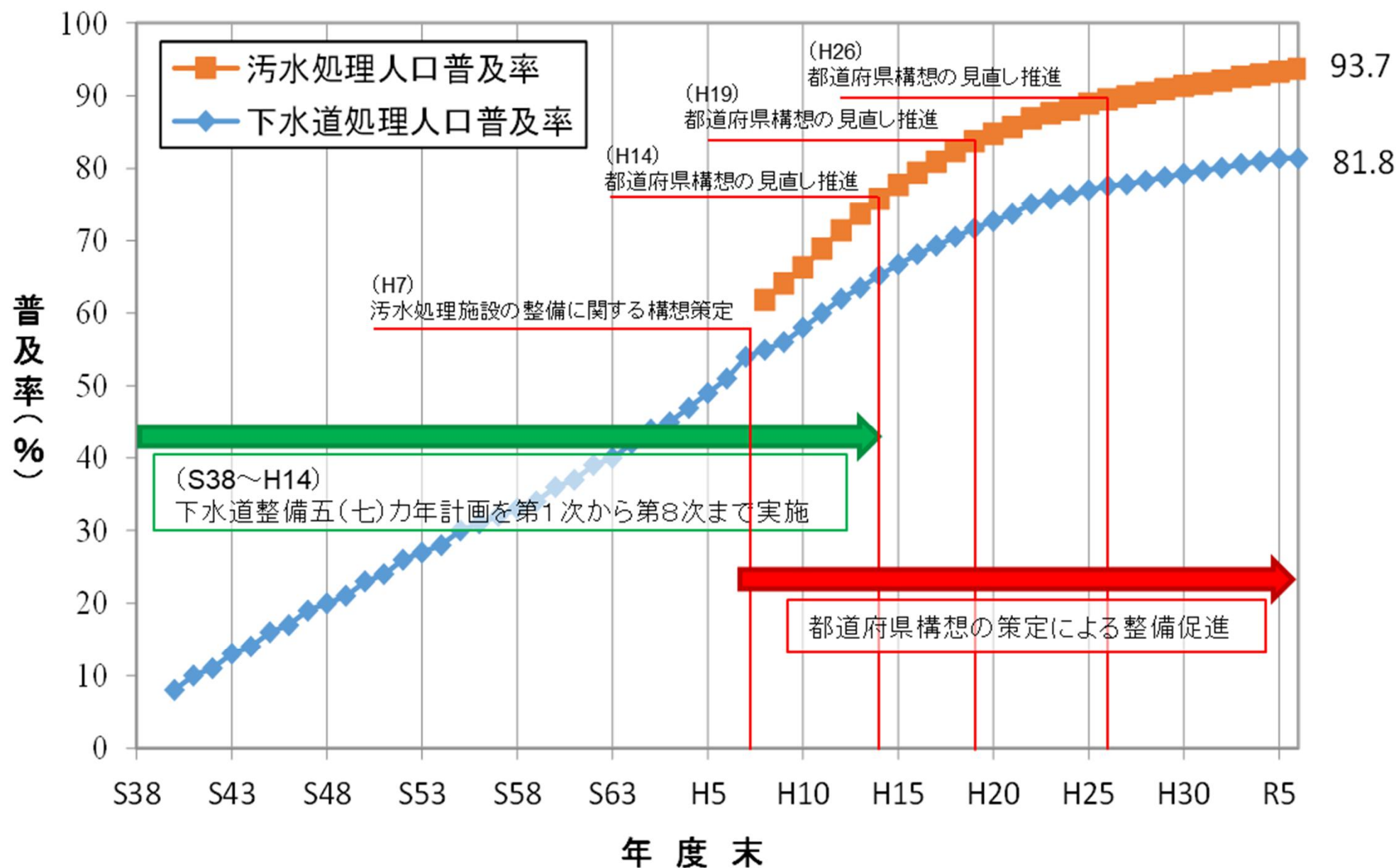
改正概要

○ 人口減少など自然的・経済的・社会的条件を考慮して、下水道区域を廃止・縮小する場合の手続を明確化。

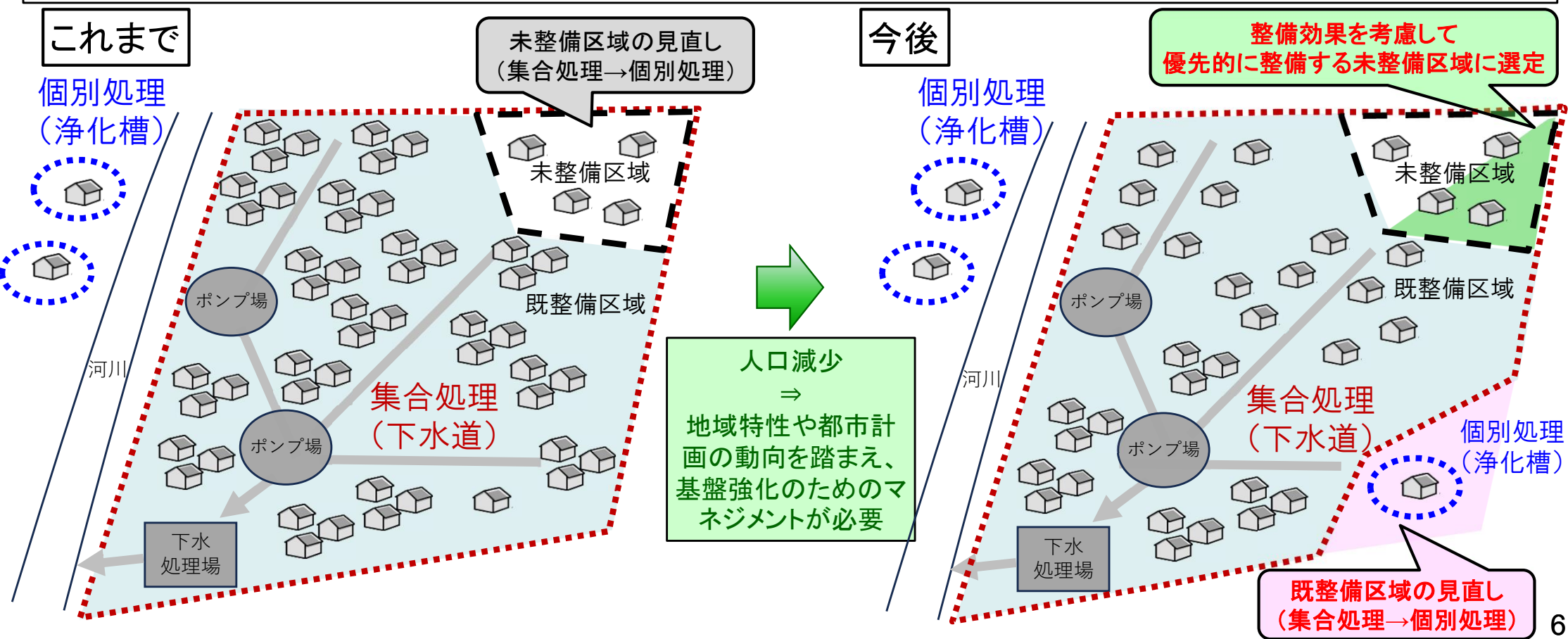
- 下水道を廃止する際は、あらかじめ使用者の同意を得た上で、廃止する区域及び時期を公示。
- 公示した区域では、下水道の廃止前でも下水道への接続義務を適用除外とし、浄化槽への転換工事を可能に。

今後の下水道整備の見直しについて

○ 污水处理人口普及率は、令和6年度末時点で約93.7%（下水道：約81.8%、集落排水等：2.3%、浄化槽：約9.5%、コンプラ：約0.1%）に到達し、令和8年度末に概成を達成する見込み。



- 令和8年度に汚水処理の概成が見込まれるものの、約780万人が汚水処理を利用できない状況にあり、将来の人口動態や整備効果を十分に考慮しつつ今後整備を進める必要がある。
- 特に、下水道については、地域特性を踏まえつつ、将来の人口減少や都市計画の動向を踏まえた上で、整備効果が中長期的に持続もしくは向上する区域に限定して早期に整備することが求められる。
- また、持続可能な汚水処理の実現に向けた基盤強化を図ることを目指して、整備済み区域を対象にした見直しも重要であり、汚水処理施設(整備済み区域・整備予定区域)の最適化を行う必要がある。



○ 汚水処理施設（整備済み区域・整備予定区域）の最適化を行うための評価の観点や方法は如何にあるべきか。

整備手法の点検の観点（例）

【将来の人口減少】

（目的）人口減少が加速するなか、現在の整備計画の将来人口予測の見直しの必要性を確認

（評価）現在の整備計画で設定している将来（例えば20年後など、どの時点を見据えるべきか）の人口予測と、最新の将来人口予測を比較してどの程度の乖離があるのか確認

【都市計画との連携】

（目的）都市施設として下水道が位置づけられているなかで、下水道の整備区域（予定含む）と都市計画において下水道整備が必要となる区域の整合性を確認

（評価）下水道の整備区域（予定含む）と、人口減少の中でも一定の人口密度の維持が図られる区域を比較して整備効果の持続性を確認

【下水道の事業運営】

（目的）持続可能な下水道事業の実現に向けて、事業体としての将来の収支計画が整備を実施可能な水準にあるのかを確認

（評価）下水道事業の経営に係る指標を用いて、現在の経営の健全性を確認

【整備効果の確保】

（目的）整備区域で一定の利用者に利用され続け、料金収入が適切に継続して確保されるなど、多角的に整備効果を確認

（評価）整備費用や整備期間、発注方式、接続状況や接続見込（直近3年以前の整備率、住民の接続意思の確認等）などを踏まえて、整備効果を確認

○ 今後の下水道整備(整備済み区域・整備予定区域)にあたっては、経済的な合理性等も踏まえ、以下の視点・考え方に基づき、真に整備が必要な地域に限って行うべきではないか。

今後の下水道整備(整備済み区域・整備予定区域)が必要な地域の視点・考え方(案)

【将来の人口減少】

現在の整備計画で設定している将来の人口予測と、最新の将来人口予測(例えば20年後といった、長期・短期過ぎない時点を設定)の間に大幅な乖離がない地域、著しい人口減少の見通しがない地域。

【整備効果の確保】

早期に整備できる手法があることや、合併処理浄化槽での処理人口割合が低く、下水道への接続意思が高いなど、整備効果の発現が確実な地域。

【まちづくりとの連携】

将来のまちづくり(国家・広域的なプロジェクトとしての高度な産業立地、製造業・商業などの産業集積、居住の拠点となるようなエリアづくり等)の観点から下水道整備が必要となる地域。

【事業運営の持続性】

複数の財源を組み合わせ、対象地域の整備以外でも下水道区域全体として老朽化対策が着実に行われる見通しがあるなど、健全な事業運営が図られること。

下水道整備予定区域及び整備済み区域の見直しの方法(案)

- 今後の下水道整備が必要な地域の視点・考え方(案)を踏まえ、以下の見直しフローに基づき下水道整備予定区域及び整備済み区域の見直しを行い、真に下水道整備が必要な地域を選定する。

下水道整備予定区域及び整備済み区域の見直しのフロー(案)

※整備予定区域、整備済み区域ともに適用する

検討区域の設定

<下水道整備の基本的な考え方に基づく概略検討>

- ①人口減少の視点 ……例 人口密度、人口減少率 等
- ②整備効果の確保の視点 ……例 合併処理浄化槽の人口割合、下水道接続率 等
- ③まちづくりとの連携の視点 ……例 人口や産業の集積を図るべき地域等に該当 等
- ※①と密接に検討すること
- ④下水道の事業運営の視点 ……例 中長期見通しの作成 等
- ※①、②の検討を踏まえること

すべて満たす

1つでも満たさない

あり

地域の実情
に関する課題や懸念

なし

下水道が有利かつ
早期整備が可能

詳細検討

浄化槽が
有利

下水道整備

浄化槽転換

汚水処理施設(特に下水道)の最適化をするための詳細検討の方法(案)

※整備予定区域、整備済み区域ともに適用する

■検討区域の単位

未整備区域を「一定の家屋集合体」に細分し、検討単位区域とする。
(既整備区域を拡張する場合については、既整備区域の将来の人口を踏まえて設定)

■評価の方法

20～30年後の人口や年齢構成を評価して、検討区域ごとに、(1)、(2)の検討を実施。

(1)整備効果や運営持続性からの検討(概略検討①②④の関連)

- 将来の人口(20～30年後の人口やそれまでの減少率、高齢者の人口割合など)
- 効果発現の確実性(未整備区域については、これまでの下水道の接続率、合併浄化槽での処理人口割合が高ければ下水道を整備しない等)
- 下記の事項を踏まえたコスト比較
 - ・事業の採算性(複数の財源を組み合わせ、どこまで負担可能かなど)
 - ・寒冷地などの地域特性(地域の実情に応じた費用を考慮)

下水道を整備

資本費
管渠等の整備
※処理場を含む

維持管理費
処理場・管渠等

浄化槽を整備

資本費
浄化槽
の整備

維持管理費
浄化槽

(2)まちづくりや地域の実情の観点からの検討(概略検討③の関連)

- 都市計画との整合(都市計画上の区域設定、居住誘導区域などの土地利用)
- 耐災害性(土砂災害などのリスクがあるエリアでの整備の適否や復旧の早さなどを考慮)
- 水質保全:水質保全上、問題とならない放流先が確保できるか
- 自治体及び業者の両面から適切に維持管理ができる体制が十分確保できるか(確保できる見通しがあるか)

※下水道が有利と判断された区域においても、早期整備が見込めない区域については、浄化槽区域へ切り替えることを原則とする。

- ①下水道整備の基本的な考え方は適切か
- ②真に下水道整備が必要なエリアの選定方法は適切か
- ③その他考慮すべき事項はあるか

ガイドラインの構成

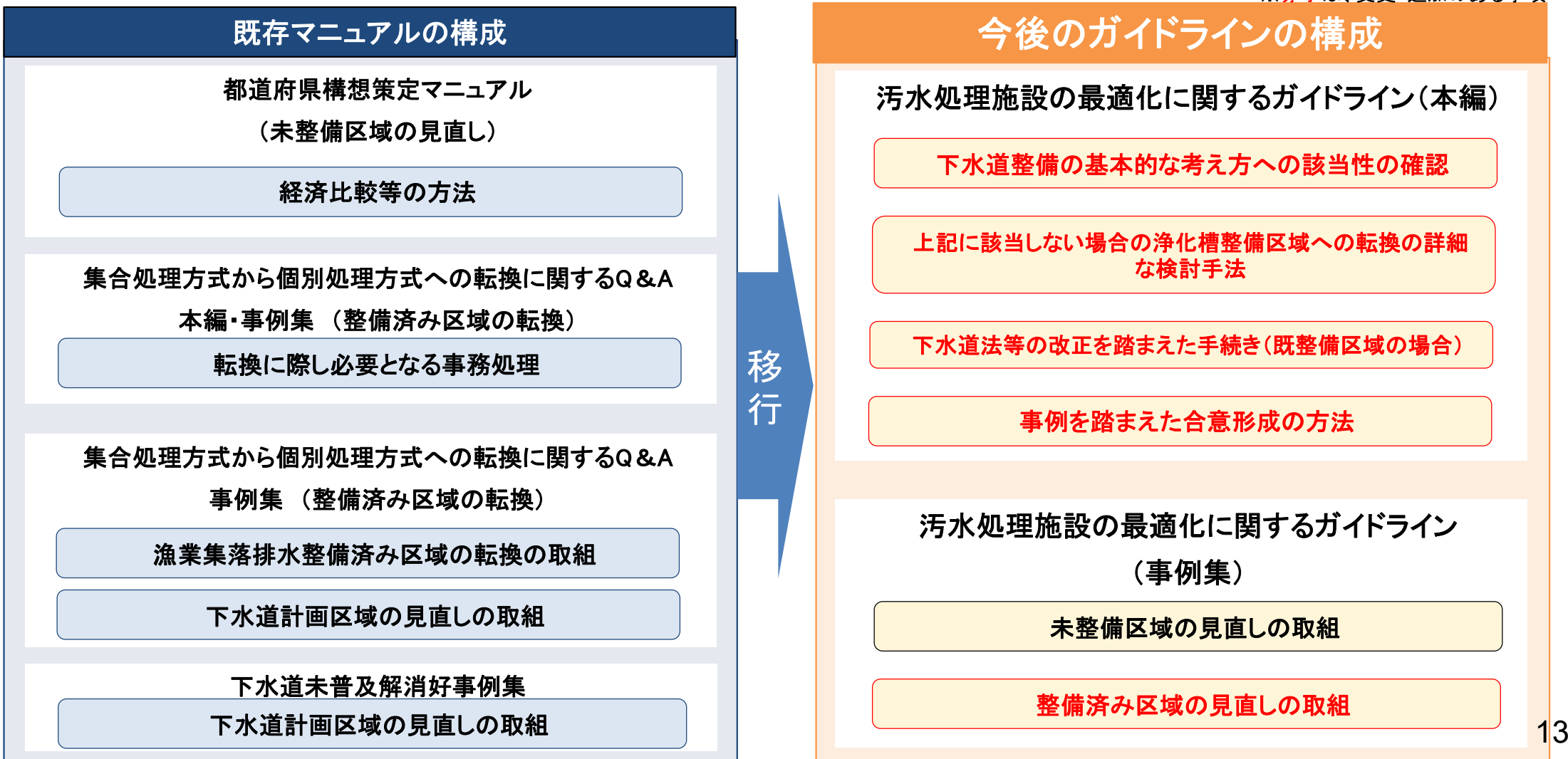
第1回、2回検討会における指摘事項への対応方針

	内容	対応方針
第1回	未整備区域については、下水道経営の観点から費用や使用料収入も考慮する必要がある。	真に必要な下水道区域の選定手法に経営の観点を取り入れる
	下水道から合併処理浄化槽への転換に当たっては、市街化区域や都市計画税のあり方との関係を含め、都市計画と連携した議論が不可欠である。	真に必要な下水道区域の選定手法に都市計画との整合性の観点を取り入れる
	下水道から合併処理浄化槽への転換について、将来の住民の費用負担を踏まえ、不公平感が出ないように合意形成のプロセスを整理する必要がある。	ガイドラインに合意形成のプロセスや留意点を整理する
	下水道から合併処理浄化槽への転換においては、適切な浄化槽の維持管理の観点から、維持管理業者の体制も踏まえる必要がある。また、公共浄化槽など市町村整備による維持管理体制の確保が重要である。	真に必要な下水道区域の選定手法に地域の実情の観点を取り入れる
	今後の汚水処理施設の整備にあたっては、人口減少や財政制約を踏まえ、従来の整備拡大前提から、財政負担を考慮し、地理条件や経済性に応じて既整備区域における集約型と分散型のベストミックスの検討が重要である。	真に必要な下水道区域の選定手法に人口減少や経済性の観点を取り入れる
	下水道等の初期整備費、維持管理費、更新費、耐震化対応費のライフサイクルコストを総合的に比較し、技術職員の確保や災害対応力なども考慮した、持続可能な事業収支構造を見据えたガイドラインを作成することが必要である。	真に必要な下水道区域の選定手法に耐災害性やコスト比較、経営の観点を取り入れる
	浄化槽への転換にあたっての住民への説明や方針策定は、下水道部局がまちづくり部局と合同で行い、将来の町の姿を踏まえた計画を描くことが必要であり、ガイドラインにもこの連携の考え方を明記すべきである。	ガイドラインに合意形成のプロセスや留意点を整理する
第2回	今回のガイドラインは、自治体ごとの状況や課題に応じた実務的なガイドラインとし、今後継続的に改定していくことが望ましい。	新たな知見を反映し、定期的に改訂していく
	浄化槽は下水道と同等の汚水処理性能を有すること。	別途資料により説明
	転換後の浄化槽の維持管理作業・汚泥受入れ先の確保も考慮すること。	別途資料により説明
	維持管理・更新も考慮したベストミックスを検討すること。	別途資料により説明
	小さい自治体においては、危機感が持てていないと感じるため、水道カルテのように下水道事業の危機的な状況を見える化することにより、自治体の危機感を醸成するとともに、内部調整の際に参考となるような、事業運営の一体化の必要性やメリットを記載いただきたい。	別途資料により説明

汚水処理の最適化に関するガイドラインの全体像(イメージ)

- 汚水処理の概成に向けて、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」が取りまとめられているが、令和8年度に汚水処理の概成が見込まれるとともに、人口減少に伴う汚水処理システムの効率低下が見込まれるため、持続可能な汚水処理事業の実現に向けて、汚水処理施設の整備予定区域及び整備済み区域ともに施設最適化を進める必要がある。
- そこで、将来の人口減少や整備効果の確保、まちづくりとの連携等を考慮し、早期整備や下水道から浄化槽への転換のために必要となる検討方針や方法をまとめた、「汚水処理施設の最適化に関するガイドライン」を策定する必要がある。

※赤字は、変更・追加のある事項



集合処理方式から個別処理方式への転換に関するQ & A

○ 令和8年3月に、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省の4省が連携し、Q & Aを作成

集合処理方式から個別処理方式への
転換に関するQ & A

令和8年3月

1. 浄化槽転換の方向性の検討

Q 1 浄化槽転換の検討パターンにはどのようなものがありますか。.....	3
Q 2 転換の判断に当たって、どのような検討要素がありますか。.....	3
Q 3 費用推計に係る将来の物価上昇の加味の仕方を教えてください。.....	4
Q 4 浄化槽設置費用の目安を教えてください。.....	5
Q 5 転換までの流れを教えてください。.....	8
Q 6 転換の検討にどのような制度が活用できますか。.....	8
Q 7 住民に対し、どのように説明したらいいですか。.....	9

2. 下水道施設の撤去

Q 8-1 浄化槽転換に伴い不要となる施設の整備のために活用した補助金等は返還が必要ですか。返還が必要な場合は手続を教えてください。【農業集落排水】	11
Q 8-2 浄化槽転換に伴い不要となる施設の整備のために活用した補助金等は返還が必要ですか。返還が必要な場合は手続を教えてください。【漁業集落排水】	12
Q 8-3 浄化槽転換に伴い不要となる施設の整備のために活用した補助金等は返還が必要ですか。返還が必要な場合は手続を教えてください。【公共下水道】	13
Q 9 浄化槽転換に伴い不要となる施設を設置した際に活用した地方債は繰上償還が必要ですか。.....	13
Q 10-1 浄化槽転換に伴い不要となる施設については、どのように取り扱えばいいですか。【農業集落排水】	14
Q 10-2 浄化槽転換に伴い不要となる施設については、どのように取り扱えばいいですか。【漁業集落排水】	14
Q 10-3 浄化槽転換に伴い不要となる施設については、どのように取り扱えばいいですか。【公共下水道】	15
Q 11-1 法令上、対応が必要な手続はどのようなものがありますか。また、どのような手続を踏めばいいですか。【農業集落排水】	15
Q 11-2 法令上、対応が必要な手続はどのようなものがありますか。また、どのような手続を踏めばいいですか。【漁業集落排水】	17
Q 11-3 法令上、対応が必要な手続はどのようなものがありますか。また、どのような手続を踏めばいいですか。【公共下水道】	18
Q 12 浄化槽転換に伴い不要となる施設の撤去に活用できる補助金等がありますか。【農業集落排水・漁業集落排水】	18
Q 13 浄化槽転換に伴い不要となる施設の撤去に活用できる補助金等がありますか。【公共下水道】	19
Q 14 浄化槽転換に伴い不要となる施設の撤去に活用できる地方債はありますか。.....	21

3. 浄化槽の設置等

Q 15 公共浄化槽と個人設置型浄化槽のどちらを選択した方がいいでしょうか。それぞれのメリット、デメリットを教えてください。.....	22
Q 16 浄化槽の設置場所や工事の進め方について教えてください。.....	24
Q 17 公共浄化槽を設置した事例がないのですが、どのような手続を踏めばいいですか。.....	24
Q 18 浄化槽の設置等に際して活用できる補助金等について教えてください。.....	25
Q 19 浄化槽の設置に際してどのような地方財政措置がありますか。.....	27
Q 20 会計の廃止にあたっての留意事項はありますか。.....	28

ガイドラインに記載すべき事項

項目	課題の内容
財源不足(国費補助含む)	● 転換に伴う初期費用や撤去費、住民負担(設置・維持管理)等の財源が不足 ● 国庫補助の対象範囲が狭く、内容も不明確
制度・手続・縮小スキーム不明	● 廃止するための制度や事務的な手続きが不明 ● 事業計画・資産処理(減損・除却)の扱いが不明
区域選定・都市計画調整	● どの区域を個別処理に転換すべきかの線引き基準が不明 ● 居住誘導区域等の都市計画との整合に関する悩み
既存施設の縮小・撤去	● ダウンサイジングや撤去技術、費用・リスクの見通しが不明 ● 改築更新とのトレードオフ評価の検討が困難
住民合意・説明	● 個別処理の適切な維持管理への不安 ● 合意形成に必要な材料(効果・費用の見える化)が不足
下水道の代替手段	● 既整備区域における浄化槽転換は公共浄化槽が基本

- 人口減少や災害復旧を踏まえた最適な汚水処理手法を選択できるよう、経済性を考慮して下水道から浄化槽に転換する場合、下水道管等の撤去等に必要な費用を支援対象に追加

背景・課題

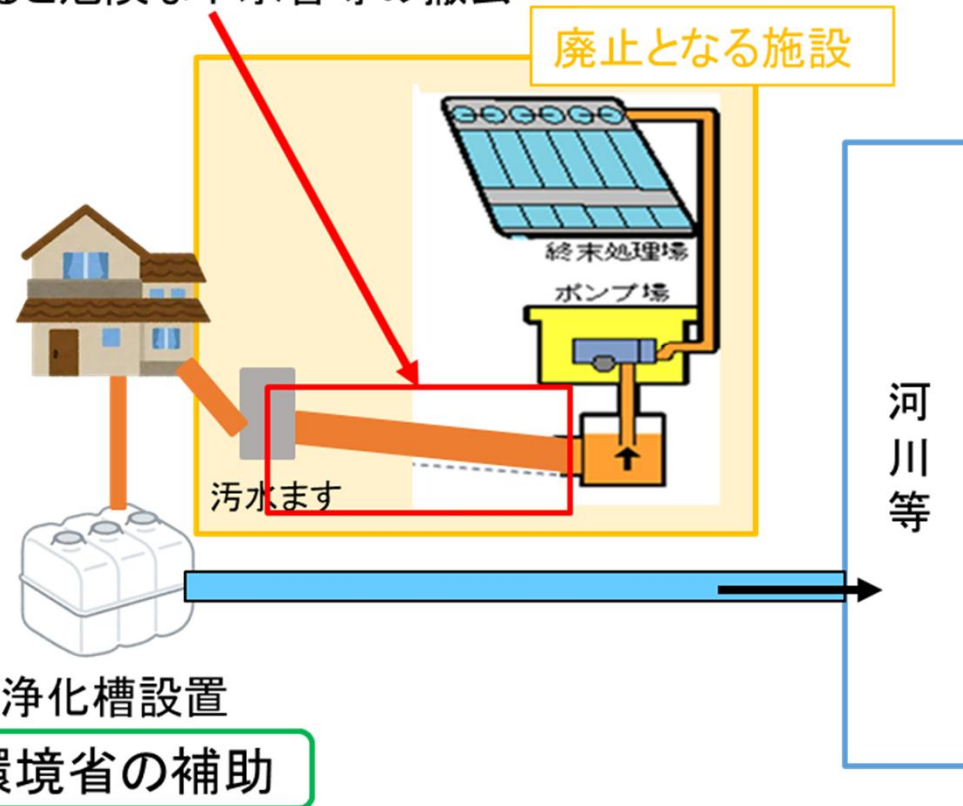
- 人口減少等による汚水処理事業の見直しや、災害復旧時の地域の実情に合った汚水処理機能の復旧により、下水道区域から浄化槽区域等への変換が想定される。
- 効率的な汚水処理事業の実施を目的として、下水道区域から浄化槽区域へ転換するにあたり、既設の下水管の撤去費が課題。

概要

- 汚水処理全体としての施設再編（浄化槽設置）を前提として、汚水処理事業の下水道から浄化槽への転換に伴う、下水管等の撤去費を、「下水道広域化推進総合事業」（社総交、防・安交）の補助対象に追加。

国土交通省の補助

存置すると危険な下水管等の撤去



廃止となった下水管等が存置された場合、下水管内に土砂等が流入し上部構造物（道路等）が陥没する等の影響を受けるほか、流入した土砂等が健全な部分にも流れ込み、健全な下水道の運転管理に悪影響を及ぼすことが考えられることから下水管等の撤去が必要。

農業集落排水施設の最適化の取組

○人口減少等の地域状況の変化に対応し、隣接する農業集落排水施設の再編・集約や下水道への接続等により、施設の最適化を進め、効率的な汚水処理を実施。

最適化手法と支援事業

● 農業集落排水施設の再編・集約

施設の再編・集約（集排同士の統合、処理場のダウンサイジング、施設の分散化等）に向けた検討を行うソフト事業を含め、農村整備事業、農山漁村地域整備交付金等により統合を支援（補助率 1 / 2 等）

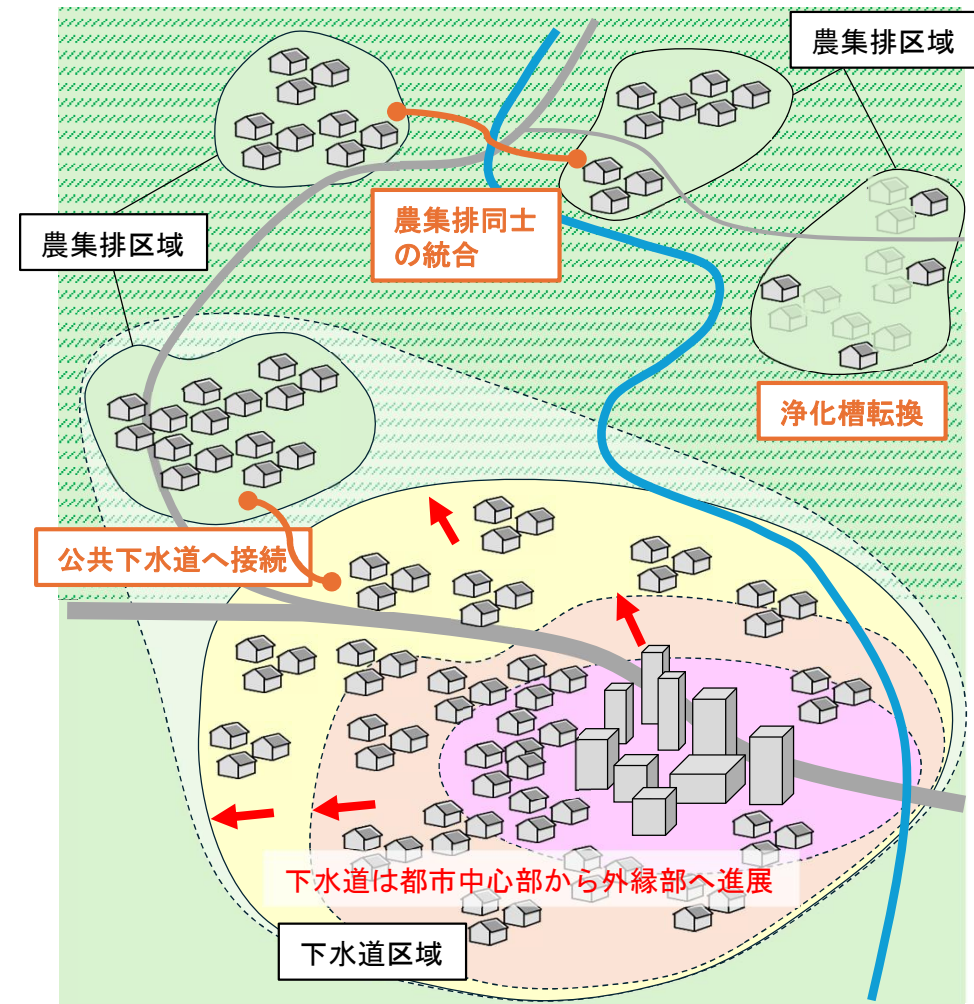
● 公共下水道への接続

農業集落排水施設を下水道へ接続することが効率的・効果的な場合、接続工事および廃止される農業集落排水施設の撤去について、下水道広域化推進総合事業（国交省）により支援

● 浄化槽への転換

農業集落排水施設の浄化槽転換の際、廃止される農業集落排水施設の撤去について支援
※ R7年度より農業水路等長寿命化・防災減災事業拡充（補助率 1 / 2 等）

農業集落排水地区の最適化イメージ



浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分））

※廃棄物処理施設整備交付金を含む。



【令和8年度予算

8,613百万円（8,613百万円）】

【令和7年度補正予算額

500百万円】



単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

1. 事業目的

- ・現在でも全国で未だに約780万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- ・令和8年度の汚水処理施設の概成目標の達成のため、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要。特に、生活環境等に重大な支障が生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けた指導等を強化するとともに、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援が必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- ・災害対応・強靱化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。

※令和8年度予算では下線部分の助成メニューを拡充。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）

- ・単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の5割以上転換する事業

・集合処理（下水道、農集排等）から浄化槽へ転換する事業（公共浄化槽への転換に限る）

○汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）＜R8までの時限措置＞

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額 ＜R11までの時限措置＞

○浄化槽災害復旧事業

○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業（交付期間を3年から5年に延長）

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業

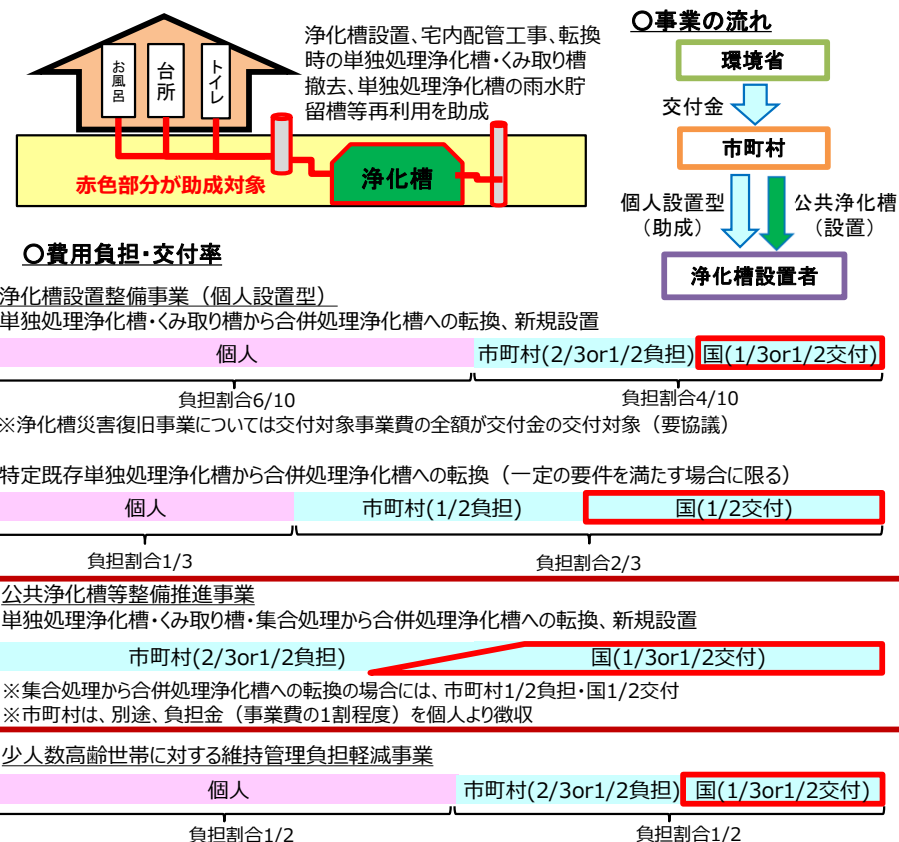
○浄化槽整備効率化事業

浄化槽台帳整備（浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む）、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む）、講習会等

3. 事業スキーム

■ 事業形態	交付金（交付率1/3、1/2）
■ 請負先/交付対象	地方公共団体
■ 実施期間	平成17年度～

4. 事業イメージ



公営企業経営改善特例債の創設

- 人口減少が進む中、これまで公営企業が提供してきたサービスを持続可能な形で提供していくためには、上下水道事業の広域化等をはじめ、更なる経営改善を進めることが重要
- 地方団体が、公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、これに伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に一般会計等が一時に負担する必要がある経費を対象として、当分の間、「公営企業経営改善特例債」を発行できることとし、負担の平準化を図る（地方財政法を改正）

1. 対象経費

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- ・ 国又は地方団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費
- ・ 地方債の繰上償還に要する経費
- ・ 退職手当の支給に要する経費 等 ※ 資産処分に係る収入を除く

2. 地方財政措置

- ・ 地方債充当率：100%（資金手当）
- ・ 償還年限：原則10年

3. 発行手続

- ・ 申請にあたり議会の議決
- ・ 総務大臣又は都道府県知事の許可

4. 活用が想定される経営改善の取組

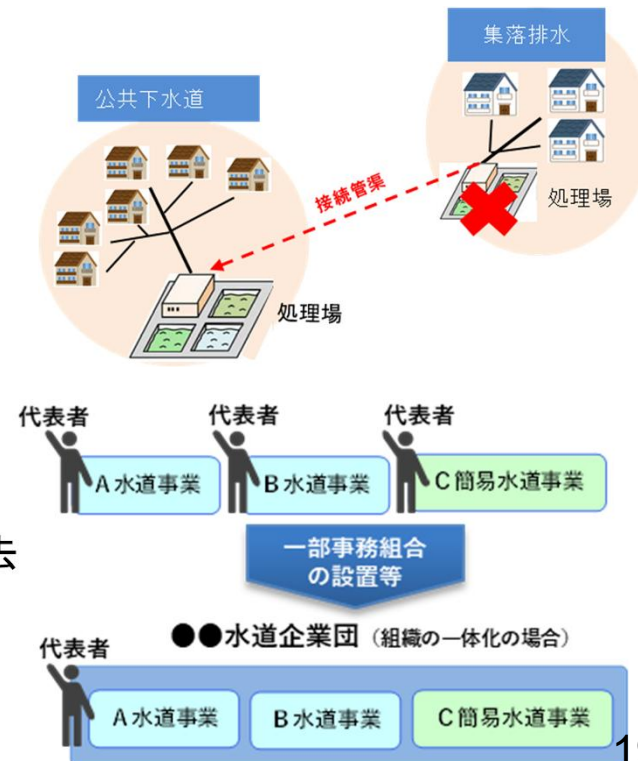
下水道事業

集落排水を公共下水道に接続
集落排水を合併浄化槽に転換 } 汚水処理場の撤去など

水道事業

簡易水道を上水道に統合
他の地方公共団体と事業を統合 } 浄水場の撤去など

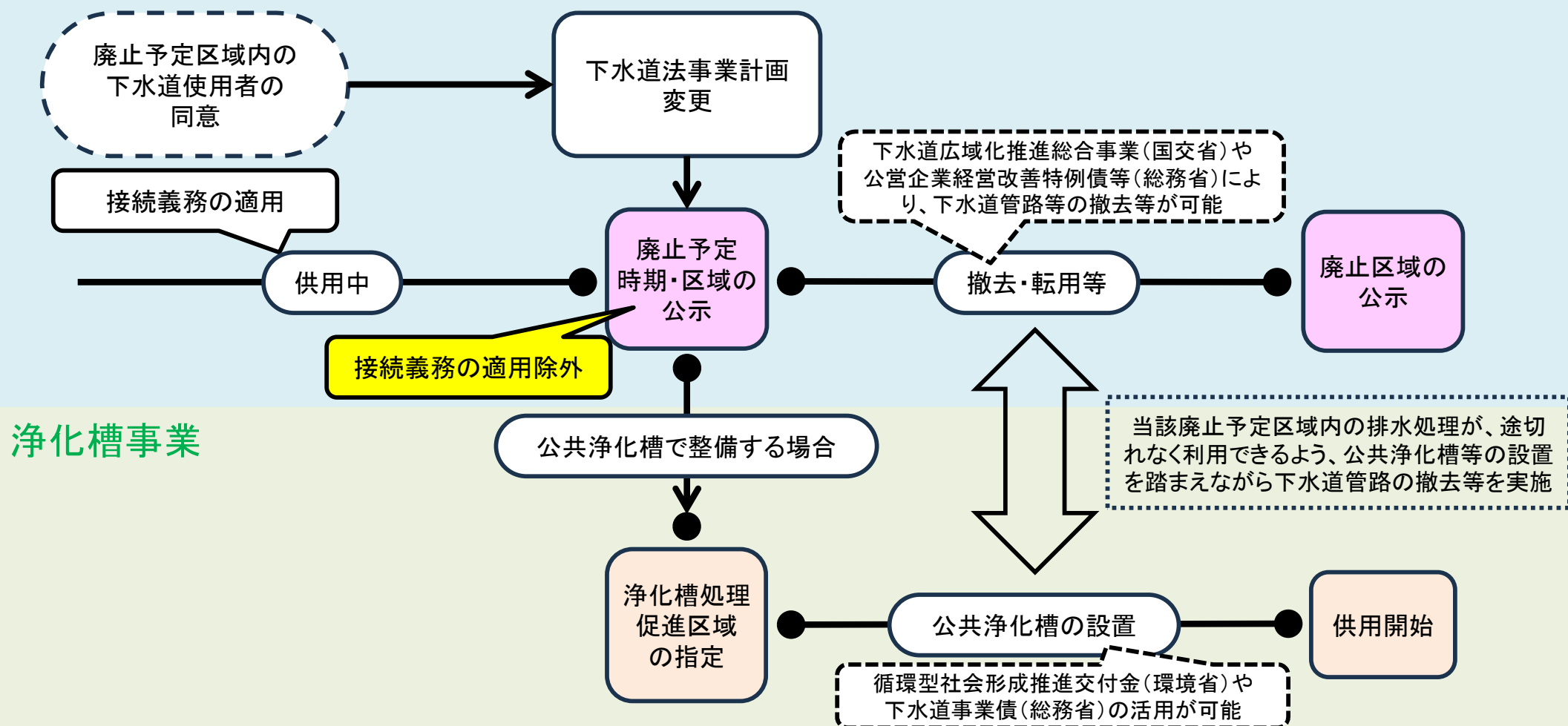
※ 病院事業など上記以外の公営企業においても活用可能



下水道処理区域の廃止に係る事務手続き(例)

- 下水道法の改正、人口減少等に伴い、下水道区域の廃止・縮小の際に取るべき手続きを明確化するとともに、下水道法改正の附則で、浄化槽法も改正され、浄化槽処理促進区域の対象として、「廃止の予定が公示された下水道処理区域」が追加された。
- 具体的には、廃止の予定が公示された処理区域においては、「接続義務の適用除外」になること、および公共浄化槽で整備する場合に必要な「浄化槽処理促進区域の指定」ができることとなる。

下水道事業



浄化槽の整備手法（公共浄化槽の概要）

- ・浄化槽の整備手法は、個人が設置・管理する個人設置型浄化槽と、市町村が設置・管理する公共浄化槽がある。
- ・公共浄化槽とは、市町村が自然的経済的社会的諸条件からみて、浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要がある区域を「浄化槽処理促進区域」として指定し、当該区域において市町村が主体となって整備及び維持管理を実施するもの。

整備手法の違い

種類	個人設置型浄化槽（浄化槽設置整備事業）	公共浄化槽（公共浄化槽等整備推進事業）
設置・管理の主体	個人（浄化槽管理者）	市町村
維持管理の適正性	個人（浄化槽管理者）の状況に左右される	市町村が適正な維持管理を実施
整備の計画性	個人（浄化槽管理者）の状況に左右される	計画的な整備の促進が可能
費用・事務負担	個人が設置及び維持管理の費用・事務を負担（市町村は補助を実施）	市町村が設置及び維持管理の費用・事務を負担（PFI等の民間活用により負担軽減が可能）

浄化槽処理促進区域と公共浄化槽・個人設置型浄化槽の関係

※公共浄化槽整備・運営マニュアル（令和5年3月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室）から引用

([kokyo_seibiune_manual.pdf](#))

浄化槽整備区域

浄化槽処理促進区域：市町村が浄化槽による汚水の適正処理を特に推進する必要がある区域

公共浄化槽

浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、設置計画に基づき設置された浄化槽であって、

- ・市町村が管理する浄化槽
- ・地方公共団体以外の者が所有する浄化槽について市町村が管理するもの

みなし公共浄化槽（既存）

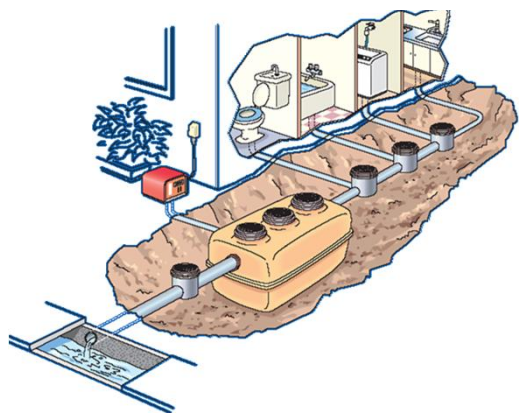
浄化槽処理促進区域内に存在する合併処理浄化槽（公共浄化槽を除く）のうち、市町村が維持管理しているもの

個人設置型浄化槽

浄化槽の概要

- ・下水道等から浄化槽への転換にあたっては、地域の汚水処理が途切れないように整備を進めることが必要。転換対象となる地域住民の方々には、
- ・浄化槽という汚水処理システムについてご理解いただくこと
- ・生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点から、浄化槽は下水道等と同様の汚水処理が可能な施設であることを認識いただくことが重要。

＜浄化槽の特長、設置イメージ＞



- ・長い管渠が不要で設置費用が安く、人口規模の小さい地方部でも効率的に整備可能
- ・短期間（約1週間）で設置可能
- ・処理水をその場で放流するため、地域における健全な水循環や河川の水量確保が可能

【浄化槽の放流水の水質について】

放流水の水質の技術上の基準

（浄化槽法第4条及び同法施行規則第1条の2）

- ・BOD20mg/L 以下
- ・BOD除去率90%以上

→高度処理型浄化槽では、窒素、リンの高度処理も可能

（参考）水質汚濁防止法の生活環境項目に係る排水基準※

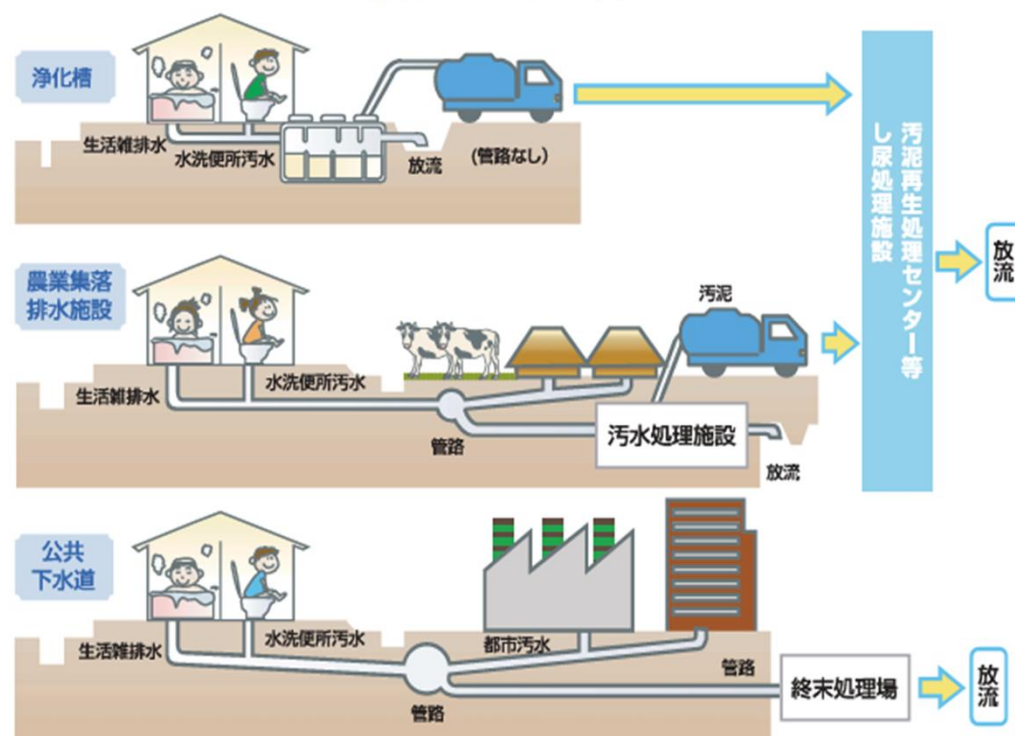
（日平均排水量50m³以上のし尿処理施設のある特定事業場に適用）

BOD 160mg/L以下（日間平均120mg/L以下）

※水質汚濁防止法第3条第1項に基づく排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）により規定

※浄化槽については、501人槽以上のし尿浄化槽が水質汚濁防止法上の特定施設に該当し、当排水基準が適用（湖沼水質保全特別措置法や自治体の条例等により上乗せの基準が規定されている場合もある）

＜浄化槽の主要な処理プロセス＞

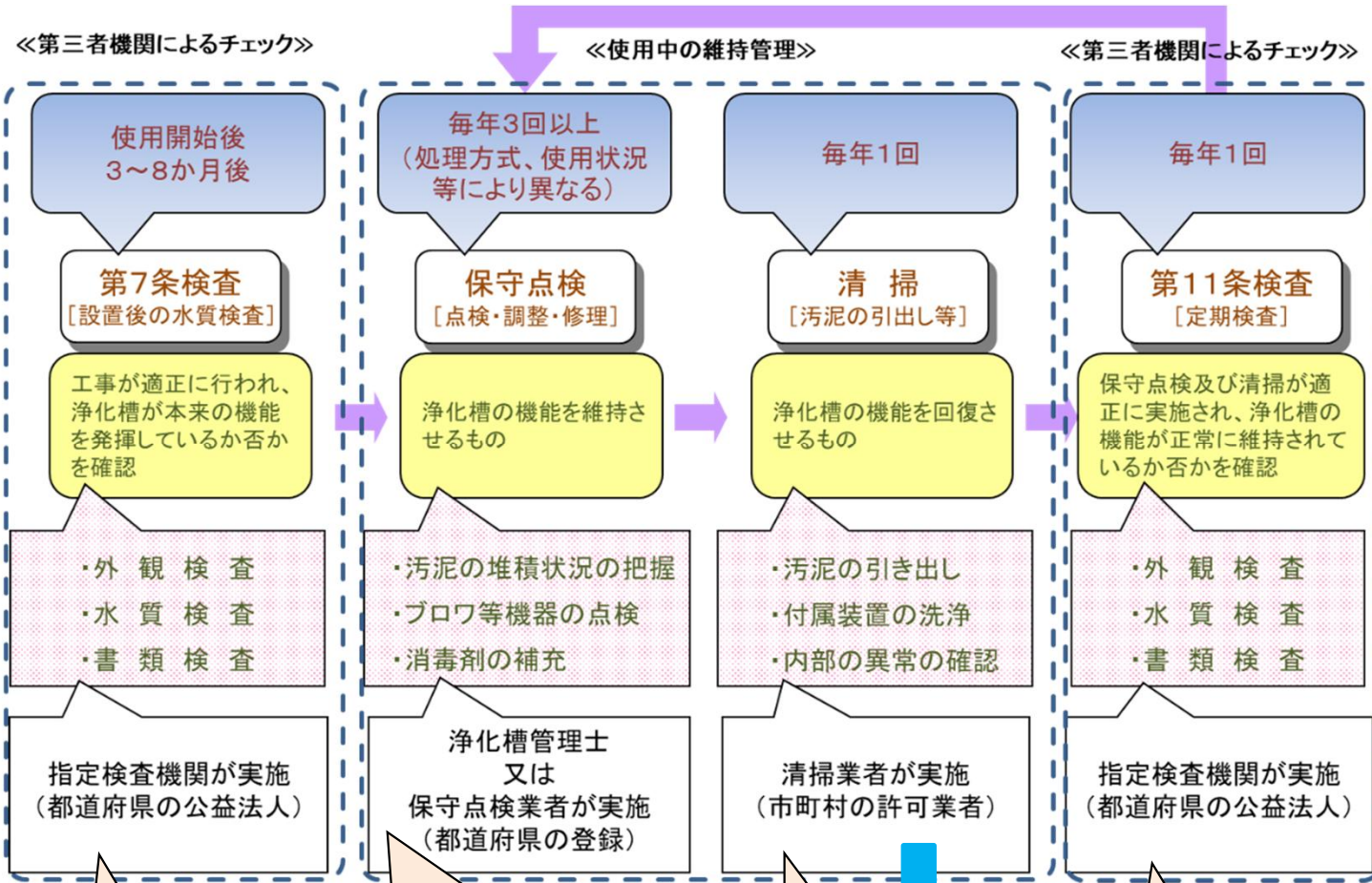


（出典）環境省資料（日本環境整備教育センター『生活排水処理施設としての浄化槽』掲載）

- ・浄化槽による処理水は近くの側溝等を通じて放流
- ・浄化槽汚泥は、し尿処理施設や汚泥再生処理センター等へ収集・運搬され処理

転換後の浄化槽設置・維持管理・浄化槽汚泥の処理

・浄化槽が所期の処理機能を発揮するために浄化槽法に基づく適切な維持管理（保守点検・清掃・定期検査）や汚泥管理が必要



浄化槽工事業者 : 24,969社
 浄化槽設備士免状交付者数 (累計) : 約 9 万人

指定検査機関 65機関

浄化槽管理士登録人数 : 約4万人
 保守点検業者 : 12,130社

浄化槽清掃業者 6,354社

指定検査機関 65機関

し尿処理施設数: 825
 1日当り処理能力 : 80,598 (kL/日)

令和6年度末時点の維持管理実施率

97.2 %

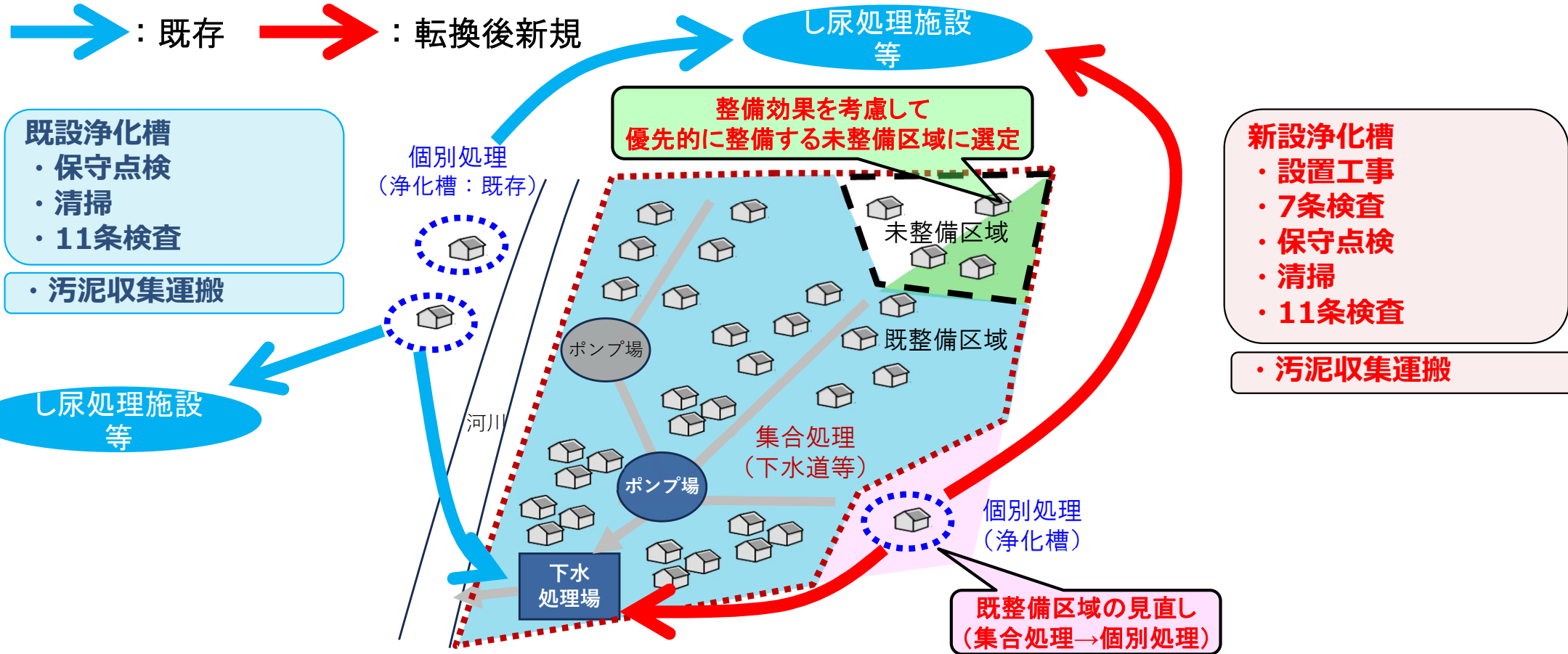
74.5 %

65.9 %

50.9 %

維持管理・更新を含めた汚水処理のベストミックス

転換による浄化槽整備にあたっては、転換・更新後の地域における維持管理業者・機関の数や、地域の人口減少に伴う担い手不足等も考慮し、**転換後の維持管理や汚泥処理の適切な実施、及びそれらを担う人材・体制を確保する必要がある**



浄化槽の施工・維持管理に係る地域の主体

保守点検業者

浄化槽清掃業者、
浄化槽汚泥収集運搬業者

指定検査機関

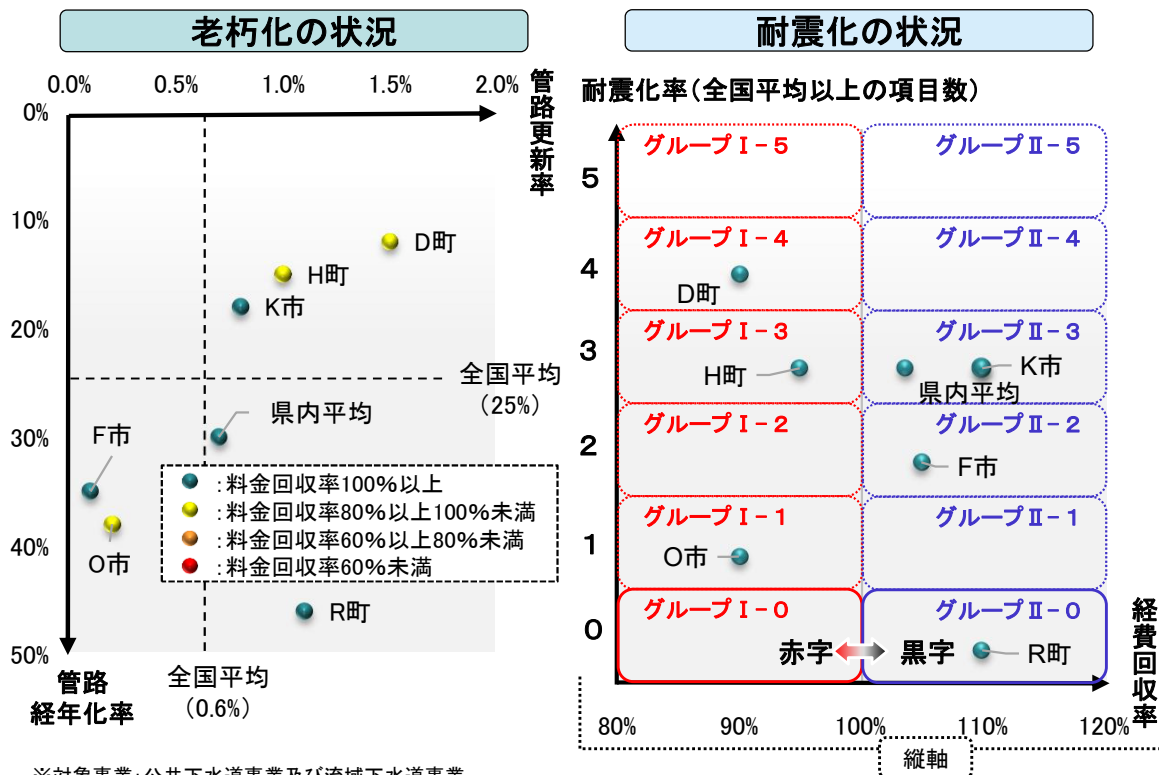
浄化槽工事業者

「水道カルテ」「下水道カルテ」について

- 水道事業の運営基盤の強化を図る観点から、自治体ごとの経営状況及び施設の耐震化状況を「見える化」し、自治体に対策を検討する契機とするとともに住民が地域の水道事業の現状を知るツールとするため、「水道カルテ」を令和6年12月に公表し、老朽化の状況についても「見える化」する改定版を公表予定。
- 併せて、下水道事業の経営状況及び施設の耐震化・老朽化の状況を「見える化」する「下水道カルテ」を新たに公表予定。
- 下水道事業は、水道事業と比較し、赤字の自治体が多く（水道：約54%、下水道：約74%）、経営改善の必要性が高い。
- 今後、上下水道事業の経営改善に向けて、自治体に対して、適切な料金・使用料の設定を促すとともに、上下水道事業の持続可能な運営にも資するよう、国土強靱化実施中期計画に基づき、耐震化・老朽化対策を重点的に支援する。

「下水道カルテ」イメージ図

①各自治体の分布図（都道府県別）



②各自治体の数値一覧表（都道府県別）

事業主体名		全国平均	県内平均	H町	F市	R町	K市	O市	D町	
グループ			Ⅱ-3	Ⅰ-3	Ⅱ-2	Ⅱ-0	Ⅱ-3	Ⅰ-1	Ⅰ-4	
経費回収率 (加重平均)			104%	95%	105%	110%	110%	90%	90%	
＜参考＞ 1か月の下水道使用料			3,397円	4,210円	3,124円	3,597円	4,067円	3,145円	3,457円	
耐震化	急所施設	下水道管路の耐震化率	72%	62%	30%	30%	60%	95%	40%	60%
		下水道処理場の耐震化率	48%	47%	60%	40%	45%	75%	10%	—
		ポンプ場の耐震化率	46%	49%	35%	40%	20%	10%	60%	70%
	重要施設に接続する 管路等	下水道管路の耐震化率	51%	—	60%	100%	0%	0%	0%	100%
		ポンプ場の耐震化率	44%	61%	50%	—	40%	95%	0%	100%
耐震化率 (全国平均以上の項目数)			3	3	2	0	3	1	4	
老朽化	管路経年化率	25%	30%	15%	35%	46%	18%	38%	12%	
	管路更新率	0.6%	0.7%	1.0%	0.1%	1.1%	0.8%	0.2%	1.5%	
	＜参考＞令和3～5年までに調査を実施し、緊急度Ⅰ判定となった管路のうち、対策未実施の延長(km)	—	—	—	—	—	—	—	—	

※対象事業：公共下水道事業及び流域下水道事業

※データ時点：令和6年3月末時点（管路更新率：令和2年3月末から令和6年3月末の平均）

※経費回収率：汚水処理に要する費用（公費負担を除く）を下水道使用料収入で賄っている割合

※急所施設：下水道施設のうち、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設

※重要施設：災害拠点病院や避難所、防災拠点（警察、消防、県・市庁舎等）など

※管路経年化率：管路総延長のうち、耐用年数を超えた管路延長の割合

※管路更新率：管路総延長のうち、更新された管路延長の割合

※緊急度I判定となった管路：1年以内の速やかな対策が必要と見込まれる管路

取組の概要

汚水処理の方法を適正化するため、漁業集落排水施設から個人設置型浄化槽への転換を行った。

◆**総事業費** 浄化槽設置に関する補助144,436千円、処理施設の解体等30,928千円

◆背景

- 入間地区漁業集落排水施設（昭和58年着工）は、人口減少や観光業の衰退により、施設利用率が低下していた。さらに、今後の人口減少により、住民の使用料負担額が増額することが見込まれた。
- この状況を改善するため、人口密度が小さいエリアにおいて経済性が高い（1戸あたりの経費が一番小さくなる）個別浄化槽※1へ転換することとした。

※1 中西準子、沖野外輝夫共著 下水道計画論：駒ヶ根市の下水道の環境アセスメント 武蔵野書房 1982.7

◆具体的内容

- 個人設置型浄化槽に対し、設置費を100%補助することで、2年間で全戸（68戸）に浄化槽が設置された。随時、供用開始し、漁業集落排水施設を用途廃止した。

◆効果

- 転換により、「過大な集合処理施設を維持する経費」と「個人が浄化槽を維持する経費」+「転換に係る経費」の差の分の経費が削減された。
- 半数以上の住民の金銭的負担が軽減された。

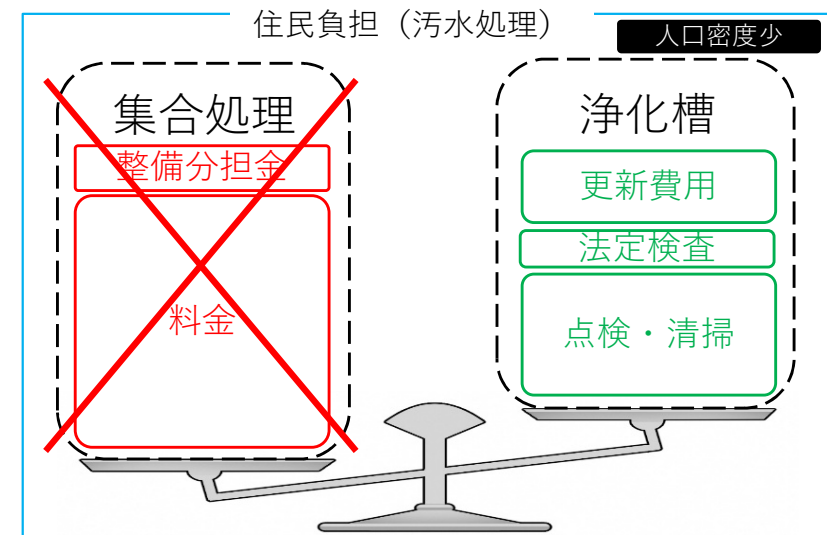
取組のポイント

- 過疎債の活用 総事業費のうち、140,300千円について過疎対策事業債を借入した。
- 管工事組合の活躍 設置補助申請・施工について組合員6者が、連携して請負した。
- 住民の理解 自治会が形成する管理組合が集排の維持管理と使用料徴収を担っていたため、効果に関する住民理解度は高く、合意形成も早かった。（住民説明会等：全5回実施）
- 個人設置型浄化槽の維持管理 維持管理の品質を確保するため、点検・清掃業者との契約を補助要件とした。
- 財産処分手続き 水産庁に対する手続きに想定外の時間を要した。（返還は無し）
- 点検・清掃業者 集排、個別浄化槽のいずれも同種の登録、許可業者が受注していることから、受注機会の損失は無い。

静岡県賀茂郡南伊豆町生活環境課

公営企業情報

- 行政区域内人口 7,505人（令和6年1月1日時点）
- 行政区域内面積 110.6 Km²（令和6年1月1日時点）
- 集合処理接続人口 1,608人（令和5年度決算）



取組のスケジュール

- 平成30年度に地元自治会と廃止に向けた協議を開始し、令和5年度に施設を廃止。
- 令和2年度から令和3年度までに浄化槽の設置補助を完了した。

今後の展望

- 引き続き、浄化槽法に基づく適切な汚水処理の実施による水環境の保全に取り組む。
- 町内に残り3つの漁業集落排水施設と1つの公共下水道があり、地方公営企業法に基づき適切に経営しなければならない。一方で、累積欠損金があるため、事業継続の可能性を検証する。

● 浄化槽転換に至るまでのプロセス

- ・ 静岡県南伊豆町においては、浄化槽転換にあたり、住民や関係機関等との丁寧な協議を実施。
- ・ 住民への説明や住民との合意意思の確認に当たっては、転換対象地区の自治会の枠組みを有効活用。

■ 住民説明の内容（ポイント）

【参考：南伊豆町における住民負担の将来予測（H30年当時の推計）】

1. 住民の将来の費用負担の予測

- ・ 集合処理方式を継続する場合と個人設置型浄化槽へ転換した場合の各戸の年間の費用負担について比較し提示。

浄化槽に転換しない場合	浄化槽に転換する場合
使用料 53,240円/年・戸(平均値) ※この他、建設改良に係る分担金等	5人槽 39,060円/年 7人槽 45,864円/年

2. 浄化槽設置費用について

- ・ 浄化槽設置費用について住民と協議のうえ、全額町の負担とすることとした。

3. 浄化槽設置工事について

- ・ 浄化槽設置スペースに関する不安の声に対し、町職員が対象地区の住居の状況を自ら見て回り、対象地区のほとんどの家屋において浄化槽設置が可能であることを確認した上で住民に説明。

4. 浄化槽転換後の維持管理

- ・ 浄化槽設置工事施工時業者及び点検・清掃事業者との事前調整のうえ、各戸との間で維持管理に係る委託契約を結んでいただくこととし、住民の維持管理に関する不安を解消。

■ 関係機関等との調整内容（主なもの）

- 南伊豆町の転換事例における、主な調整先及び調整内容は以下のとおり。

関係機関等	調整内容
国（水産庁）	・ 長期利用財産処分報告書の提出 ※ 南伊豆町の場合、受理までに7ヶ月の期間を要した
都道府県	・ 浄化槽設置届の提出
庁内関係課	・ 管路に係る所管替え協議 ※管路を撤去せず、浄化槽放流水の放流先（河川）として再利用することに伴う対応 ・ 道路、漁港の占用許可 ※一部の浄化槽を公共用地（道路、漁港）に設置したことに伴う対応 ・ 処理場跡地の管理について協議
設置及び保守事業者	・ 事業の円滑な実施について協力要請 ・ 工事の施行内容に係る住民説明会への出席依頼
転換地区内の事業者	・ 転換地区内の事業者とは個別に協議を実施